

## 評価結果（詳細）

### ■設備毎の単位面積当たりの一次エネルギー消費量について（MJ/㎡・年）

非住宅部分 （※5）	設備項目	空調設備	機械換気設備	照明設備	給湯設備	昇降機	エネルギー利用 効率化設備
	設計値						
	基準値						
住戸部分	設備項目	冷房設備	暖房設備	換気設備	照明設備	給湯設備	エネルギー利用 効率化設備
	設計値	10.02	163.89	36.84	78.34	119.79	118.92
	基準値	18.55	172.78	36.33	88.21	159.92	
共同住宅等の 共用部分（※6）	設備項目	空調設備	機械換気設備	照明設備	給湯設備	昇降機	エネルギー利用 効率化設備
	設計値						
	基準値						

（※5）非住宅の評価手法がモデル建物法の場合は、「設計値」にB E I 値が表示されます。また、「設備項目」に「エネルギー利用効率化設備」とあるのは「太陽光発電設備」となります。

（※6）「エネルギー利用効率化設備」の「太陽光発電設備」は自己消費量を対象としています。

## 参考情報

### ■二次エネルギー消費量に関する項目（※7）

#### ・設計二次エネルギー消費量

太陽光発電による削減量（※8）： 2,119 kWh/年 コージェネレーションによる削減量（※9）： 0 kWh/年

電力（買電量）（※10）： 6,738 kWh/年 ガス： 3,852 MJ/年 灯油： 0 MJ/年

#### ・基準二次エネルギー消費量（※11）

電力： 9,969 kWh/年 ガス： 4,336 MJ/年 灯油： 0 MJ/年

（※7）申請対象部分に住宅部分（共用部分を除く）が含まれ、かつWEBプログラム Ver.2.4.2以降の計算結果が提出された場合に表示されます。

WEBプログラムとは、国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所が公開している「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」をいいます。

（※8）太陽光発電による発電量のうち、売電を除く自己消費量をいいます。

（※9）コージェネレーションによる発電量をいいます。

（※10）総電力から、（※8）及び（※9）を差し引いた電力をいいます。

（※11）基準二次エネルギー消費量は、「クレジット制度方法論 番号 EN-S-039 Ver.2.0「省エネルギー住宅の新築又は省エネルギー住宅への改修」に基づき算出しています。

### ■特記事項補足

- ・該当項目なし

### ■その他の項目（申請者からの情報提供に基づいて記載した事項であり、評価に基づくものではありません。）